

市民の合意の得られる保育料を

これまで「保育とその経費負担」ということを中心にみてきましたが、ご存知のように、公共サービスには大別して次のような区分があります。

①：道路や小・中学校といった必要欠くべからざる基礎的なもので、だれもが利用した

り、あるいは消防、河川改修といった防災、安全確保にあたるサービスなどで、利用度が計測しがたく、租税でまかなわれるサービス

②：幼稚園、保育所、市民会館、水道、駐車場といった利用の選択が可能で、利用者や利用量が計測（特定）できて、租税以外の使用料や料金でまかなわれるサービス

サービスには違いありませんが、市民にとって必要な施設やサービスを公的に供給するということが、その経費の公的負担とは別の問題です。

保育所や水道、あるいは市民会館や駐車場、ほかの公共団体でやっている有料道路なども、公的に供給されるサービスです。しかし、だからといって当然に公的負担（租税）でまかなうべきであるとはいえません。もし、公的に供給されるサービスはみな租税でまかなうとすれば、利用する人としないう、使う量や回数の多い人と少ない人とは、不公平になってしまいうからで

す。

しかし、公的サービスの反

再分配であるように、公的サービスにおける使用料や料金も、管理運営費やサービス原価に對して、利用者ほどの程度まで負担するべきかということでしょう。

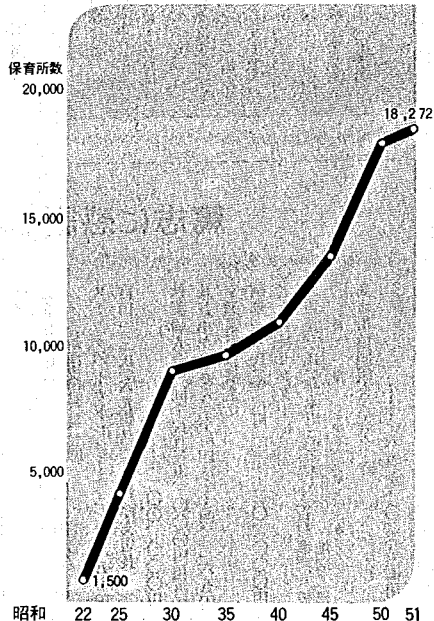
利用者負担がなければ、その分だけ租税が投入されざるをえません。市民の合意が得られる適正な保育料はどのようなものであるべきかを、へき地保育所や幼稚園の保育料も含めて、行政活動が目的とする社会的公平という見地から考えていく必要があるのではないのでしょうか。

国と地方の財政秩序の見直しが必要

十回にわたって保育所行政の現状について、その一端をご紹介しましたが、これまで

保育所数の推移

(全国)



の要点をまとめてみましょう。

◆：児童の保育の責任はまず保護者にあり、保育に欠ける場合にのみ国、県、市町村が、公的に保護者に代わって保育するという責任や秩序が、かなり混乱しているのではない。

◆：今後も人口増加や核家族化に伴う保育需要に対応していくには、国の定める最低基準では保育所の運営が困難である。

◆：保育所は、本来の保育に欠ける児童を親に代わって保育する場というより、家庭で果たせない集団社会教育の機関として利用され、しかも一般化しつつあることから、幼稚園と保育所は一元化すべき方向をもつて

いるのではない。

◆：保育料の料金体系や保育所行政経費は、社会的公平の維持と同時に財政的にも再検討が必要なのではないか。

このほか細かくみればいくらでも問題はありますが、列記したのは、主として国と市町村（町村）との間の財政的側面から起こっている問題について概観したものにすぎません。福祉行政だけではなく、行政全般にわたって、いま国と地方自治体（住民を含めて）の間で、事務分担（だれがどの程度の責任をもつか）と、それに伴う財政秩序（だれがいくら負担するのか）の見直し（明確にする）が大きな問題となっていることはたしかです。（おわり）

お買物、ご用命は市内で

新津料理学校で、昭和53年度より **料理教師の資格** が得られます。

料理が上手になって、しかも資格もとられる楽しい料理教室です。（革命に際限ありません。40代、50代の方も）

●週1回（昼のクラス、夜のクラス）があります。（料理教師の資格が得られるのは、このクラスだけ）

●月1回（第四本曜日）のクラスがあります。

●お菓子教室、天火教室（第三日曜日、月1回）があります。

※あなたのご希望のクラスをお選び下さい。

※お申込みは電話でどうぞ。

滝谷町5の2（駐車場有り）

新津料理学校 (2)5000